

労 災 保 険

# 特別加入制度のしおり

海外派遣者用



厚生労働省  
都道府県労働局  
労働基準監督署



労災保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこに就労する労働者が給付の対象となる制度ですから、海外の事業場で就労する方は対象となりません。

国内の事業場で就労していた方が転勤命令等で海外の事業場に派遣された場合についても海外の事業場で就労する限り同様です。このような方については、通常、その国の災害補償制度の対象となりますが、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから、海外に派遣された方についても労災保険の給付が受けられるようにしたのが海外派遣者の特別加入制度です。

このパンフレットは、4種類の特別加入のうち、海外派遣者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して特に留意していただきたい事項を説明していますので、特別加入を希望される方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

# 1 特別加入者の範囲について

海外派遣者として特別加入をすることができる範囲は、以下のとおりです。

日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者

日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外にある別表1に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主及びその他労働者以外の方

派遣される事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では別表1の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において別表1の規模以内であれば特別加入することができます。

別表1 中小事業と認められる規模

| 業 種                       | 労働者数   |
|---------------------------|--------|
| 金融業<br>保険業<br>不動産業<br>小売業 | 50人以下  |
| 卸売業<br>サービス業              | 100人以下 |
| 上記以外の業種                   | 300人以下 |

独立行政法人国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除きます。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方

## 2 特別加入の手続について

### (1) 新たに特別加入を申請する場合について

派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除きます。）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要です。

なお、派遣先の事業については、有期事業も含まれます。

海外派遣者の派遣の形態（転勤、在籍出向、移籍出向等）や派遣先での職種、あるいは派遣先事業場の形態、組織等については問いません。

派遣元の団体又は事業主は、所轄の労働基準監督署長（以下「署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「局長」といいます。）に「特別加入申請書（海外派遣者）（以下「申請者」といいます。）」を提出します。

海外派遣者の特別加入申請を行う場合には、派遣元の団体又は事業主がその事業から派遣する方で特別加入を予定している方をまとめて行います。

海外派遣者の特別加入の承認を受けた後、新たに海外派遣者となる方がいる場合には、その都度、海外派遣者となる方一人一人について特別加入申請を行い、承認を受けた後でなければ、労災保険の給付は受けられません。

当該手続を行う際は、「特別加入に関する変更届（海外派遣者）（以下「変更届」といいます。）」により手続を行う必要があります。3ページを参照してください。

新たに海外に派遣される方に限らず、すでに海外の事業に派遣されている方についても特別加入することができますが、現地採用の方は、国内の事業から派遣されていないことから特別加入することはできません。また、単なる留学を目的とした派遣についても、海外において事業に従事するものと認められないことから特別加入することはできません。

特別加入の申請を行う際には、派遣先において従事する業務の具体的な内容及び希望する給付基礎日額等を申請書に記入し、署長を経由して局長の承認を得るという手続が必要となります。

申請書の記載については、11ページの記載例を参考にしてください。

また、給付基礎日額については、5ページを参照してください。

「特別加入予定者の氏名」欄は、海外派遣者として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。

「業務の内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるか否かを判断する上で重要な事項ですので、明確に記載してください。また、派遣予定期間は特別加入者としての身分を有している期間を確定するために必要な事項ですので「業務の内容」欄にあわせて正確に記載してください。

中小事業の代表者等として海外に派遣される方は労働者として派遣される方とは異なり、特別加入申請書の「業務の内容」欄に派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要です。

この場合、申請書には派遣先の事業の規模等を把握するための資料（派遣先事業に係る労働者名簿の写し又は派遣先の事業案内等）を添付する必要があります。



特別加入の申請に対する局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において特別加入を申請する方が加入を希望する日となります。

海外派遣者の特別加入の場合、他の特別加入の場合と異なり、当該労働者が実際に海外へ派遣される前に承認されることが多いことから、名簿に記載された方が現実には派遣先の事業に従事することになった時点で「海外派遣に関する報告書」を遅滞なく、一名につき一部を署長を経由して局長に提出することが必要となります。

「海外派遣に関する報告書」の記載については、12ページを参考にしてください。

## (2) すでに特別加入を承認されている派遣元の事業の場合について

すでに特別加入を承認されている方で、氏名や作業内容等に変更があった場合には、派遣元の団体又は事業主を通じて「特別加入に関する変更届（海外派遣者）（以下「変更届」といいます。）」を署長を経由して局長に対して提出することが必要です。

変更届の記載については、13ページの記載例を参考にしてください。  
また、変更届が必要な例としては、上記以外に以下のものがあります。

- ① 派遣先の事業場の名称や所在地が変わった場合
- ② 派遣先の国が変わった場合
- ③ 派遣期間が変わった場合
- ④ その他特別加入者に関する事項に変更があった場合
- ⑤ 新たに海外派遣者となった方を追加して特別加入させる場合
- ⑥ 帰国等により派遣先の事業に従事なくなり、特別加入者の資格を失った者がいる場合

海外の事業に労働者として派遣されていた方が中小事業の代表者等に就任した場合又は中小事業の代表者等として派遣されていた方が労働者となった場合には、派遣元の団体又は事業主を通じて変更届を提出することが必要です。

海外の事業に労働者として派遣されていた方が中小事業の代表者等に就任した場合、変更届には派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類及び当該事業における労働者数等を記載するとともに派遣先の労働者名簿の写し、事業内容等の資料を添付する必要があります。

特別加入の変更届出に対する局長の変更決定は、当該変更届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において変更届出を行う方が変更を希望する日となります。

### 3 海外派遣と海外出張の区別について

国内の事業場で就労していた方が海外で業務に従事するケースにはさまざまなものがありますが、大きく区分すると、「海外出張」の場合と「海外派遣」の場合が考えられます。

「海外出張」の場合は、当該海外出張者に関して何ら特別の手續を要することなく、その方が所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられますが、一方「海外派遣」の場合は、当該海外派遣者に関して特別加入の手續を行っていないければ、労災保険による給付が受けられないこととなります。

「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する方であり、「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することになる方と定義され、「海外出張者」と「海外派遣者」のどちらに当たるかは勤務の実態によって総合的に判断されることとなります。

海外出張と海外派遣のケースを一般的に例示すると次表のようなものとなります。

| 区分   | 海外出張の例             | 海外派遣の例                                                     |
|------|--------------------|------------------------------------------------------------|
| 業務内容 | 1 商談               | 1 海外関連会社（現地法人、合弁会社、提携先企業等）へ出向する場合                          |
|      | 2 技術・仕様等の打合せ       | 2 海外支店、営業所等へ転勤する場合                                         |
|      | 3 市場調査・会議・視察・見学    | 3 海外で行う据付工事・建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員等として派遣される方） |
|      | 4 アフターサービス         |                                                            |
|      | 5 現地での突発的なトラブル対処   |                                                            |
|      | 6 技術習得等のために海外に赴く場合 |                                                            |

# 4 給付基礎日額及び保険料について

## (1) 給付基礎日額について

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。

特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、局長が承認した額が給付基礎日額となります。

なお、決定された給付基礎日額は、年度更新期間と同じ6月1日から7月10日までの間に「第3種特別加入保険料申告書内訳名簿」又は「給付基礎日額変更申請書」を提出することによって変更の申請をすることができます。

## (2) 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額に保険料率を乗じたものとなります。

なお、海外派遣者が、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

別表2 給付基礎日額・保険料一覧表

| 給付基礎日額<br>A | 保険料算定基礎額<br>B=A×365日 | 年 間 保 険 料<br>年間保険料＝保険料算定基礎額×保険料率 |
|-------------|----------------------|----------------------------------|
|             |                      | 海外派遣者の場合 保険料率 4/1000             |
| 20,000円     | 7,300,000円           | 29,200円                          |
| 18,000円     | 6,570,000円           | 26,280円                          |
| 16,000円     | 5,840,000円           | 23,360円                          |
| 14,000円     | 5,110,000円           | 20,440円                          |
| 12,000円     | 4,380,000円           | 17,520円                          |
| 10,000円     | 3,650,000円           | 14,600円                          |
| 9,000円      | 3,285,000円           | 13,140円                          |
| 8,000円      | 2,920,000円           | 11,680円                          |
| 7,000円      | 2,555,000円           | 10,220円                          |
| 6,000円      | 2,190,000円           | 8,760円                           |
| 5,000円      | 1,825,000円           | 7,300円                           |
| 4,000円      | 1,460,000円           | 5,840円                           |
| 3,500円      | 1,277,500円           | 5,108円                           |

(注) 年間保険料の額は、その年度における保険料算定基礎額の総額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算しますので、給付基礎日額3,500円の場合には、特別加入者1人当たりの年間保険料の額が別表2に掲げる額と異なる場合があります。

## 5 補償の対象となる範囲について

### (1) 労働者として海外派遣される方の場合

国内の労働者の場合と同様、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

### (2) 中小事業の代表者等として海外派遣される方の場合

#### ○ 業務災害について

業務災害の保険給付の対象となる災害は、一定の業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には、被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間(休憩時間を含みます。)内に特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合(ただし、例えば株主総会に出席している場合のようにその行為が事業主の立場において行われる事業主本来の業務を除きます。)
- ② 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①又は②に接続して行われる業務(準備、後始末行為を含みます。)を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②及び③の就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務(事業主の立場において行われる業務を除きます。)のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次に掲げる場合
  - ア 事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中
  - イ 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者(業務遂行性が認められる者)を伴って出席する場合

#### ○ 通勤災害について

国内の労働者の場合と同様に取り扱われます。

### (3) 留意事項について

海外派遣者の補償の範囲に関して、特に留意していただきたい事項を簡単に説明しておきます。

赴任途上における災害については、次の要件をすべて満たすものについて業務災害と認められます。

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居等から赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路及び方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

派遣先事業場からの国外出張については、国内の事業場からの海外出張の場合と同様の考え方によって業務災害であるか否かが判断されます。

他人の暴行による災害又は伝染病や風土病による災害については、業務と関連があると認められるものを除き、一般には業務災害とは認められません。

## 6 保険給付・特別支給金の種類について

保険加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が支給されるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の種類については、別表3に記載されているとおりです。

なお、保険給付の請求は、派遣元の団体又は事業主を通じて行い、当該請求書には、業務災害の発生状況等に関する資料として、「派遣先の事業主の証明書」を添付する必要がありますが、「在外公館の証明書」、「新聞記事」等についても併せて添付してください（ただし、中小事業の代表者等として派遣される方については「派遣先の事業主の証明書」は必要ありません。）。

また、これらの書類等が外国語で記載されている場合は、日本語に翻訳したものを併せて添付してください。



別表3 保険給付・特別支給金一覧表

| 保険給付の種類<br>(注1) | 支 給 事 由                                                                                                                            | 給 付 内 容                                                                                                                   | 特別支給金                                               |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 療養補償給付<br>療養給付  | 業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合                                                                                                     | 労災病院又は労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院又は労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。(注2)                                 | 特別支給金はありません。                                        |
| 休業補償給付<br>休業給付  | 業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合<br>(注3)                                                                               | 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。                                                                                      | 休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。       |
| 障害補償給付<br>障害給付  | 〔障害(補償)年金〕<br>業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合<br>〔障害(補償)一時金〕<br>業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合 | 〔障害(補償)年金の場合〕<br>第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。<br>〔障害(補償)一時金の場合〕<br>第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。 | 障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。             |
| 傷病補償年金<br>傷病年金  | 業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において①傷病が治っていないこと、②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合                                         | 第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。                                                                | 傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。 |

| 保険給付の種類        | 支給事由                                                                                                                                                                                                         | 給付内容                                                                                                                                                                                                                                                                       | 特別支給金                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 遺族補償給付<br>遺族給付 | <p>〔遺族（補償）年金〕<br/>業務災害又は通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じてかわります。）</p> <p>〔遺族（補償）一時金〕<br/>①遺族（補償）年金を受けることができる遺族がいない場合<br/>②遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受けうる方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合</p> | <p>〔遺族（補償）年金の場合〕<br/>遺族の人数によって支給される額が異なります。<br/>（遺族1人の場合）給付基礎日額の153日分又は175日分（注4）<br/>（遺族2人の場合）給付基礎日額の201日分<br/>（遺族3人の場合）給付基礎日額の223日分<br/>（遺族4人以上の場合）給付基礎日額の245日分<br/>〔遺族（補償）一時金の場合〕<br/>左欄の①の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。②の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。</p> | 遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。 |
| 葬祭料<br>葬祭給付    | 業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合                                                                                                                                                                                   | 31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。                                                                                                                                                                                                                       | 特別支給金はありません。                |
| 介護補償給付<br>介護給付 | 業務災害又は通勤災害により、障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合                                                                                                                                          | <p>〔常時介護の場合〕<br/>介護の費用として支出した額（104,730円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が56,790円を下回る場合は一律定額として56,790円が支給されます。</p> <p>〔随時介護の場合〕<br/>介護の費用として支出した額（52,370円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が28,400円を下回る場合は一律定額として28,400円が支給されます。</p>       | 特別支給金はありません。                |

（注1）「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

（注2）派遣先等の海外において療養する場合、診療内容等で派遣先国独自の治療であっても、わが国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるものについては支給されることとなっています。療養の費用として支給される額は、支給決定日における外国為替換算率（売レート）により換算された邦貨額となります。

（注3）休業（補償）給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業について全部労働不能であることが必要となっています（全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業ができない状態をいいます。）

（注4）遺族（補償）年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上又は一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

## 7 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には、保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合及び保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部又は一部）が行われることがあります。

## 8 特別加入者としての地位の消滅

### (1) 脱退により消滅する場合

派遣元の団体又は事業主は、当該事業について特別加入させた海外派遣者を事業単位で包括して、政府の承認を受けて脱退することができます。

この場合には、署長を経由して局長に「特別加入脱退申請書（海外派遣者）（以下「脱退申請者」といいます。）」を提出し、承認を受ける必要があります。

特別加入の脱退申請に対する局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において脱退を申請する方が脱退を希望する日となります。

### (2) 自動的に消滅する場合

派遣元事業の廃止等により、その事業についての保険関係が消滅した場合には、その日に特別加入者たる地位も消滅します。この場合、派遣元の団体又は事業主は、海外派遣者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届を署長を経由して局長に提出しなければなりません。

海外派遣者が、出向期間の終了により国内に帰国した場合等にも、その日に当該海外派遣者の特別加入者たる地位は消滅することとなります。

承認を受けた事業に係る特別加入者全員の地位が消滅した場合には、派遣元の団体又は事業主を通じて、脱退申請書を署長を経由して局長に提出しなければなりません。

### (3) 取消により消滅する場合

派遣元の団体又は事業主が、関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

様式第34号の11（表面）

労働者災害補償保険 特別加入申請書（海外派遣者）

◎ 裏面の注意事項を読んでから記載してください。

|                                                 |            |                                                                  |   |                                                                              |        |                   |       |
|-------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|-------|
| ① 団体の名称又は事業主の氏名<br>(事業主が法人その他の団体であるときはその名称)     |            | 国際商事株式会社                                                         |   |                                                                              |        |                   |       |
| ② 申請に係る事業                                       | イ 労働保険番号   | 府 県                                                              |   | 所 掌                                                                          | 管 轄    | 基 幹 番 号           | 枝 番 号 |
|                                                 |            | 13                                                               | 1 | 01                                                                           | 003503 |                   |       |
|                                                 | フリガナ       | コクサイ ショウジ カイシャ                                                   |   |                                                                              |        |                   |       |
|                                                 | ロ 名 称      | 国際商事株式会社                                                         |   |                                                                              |        |                   |       |
|                                                 | ハ 事業場の所在地  | 東京都千代田区霞が関△-△-△                                                  |   |                                                                              |        |                   |       |
|                                                 | ニ 事業の種類    | 卸売業・小売業、飯食店又は宿泊業                                                 |   |                                                                              |        |                   |       |
| ③ 特別加入予定者                                       |            | * この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。 加入予定者数 計 4 名                       |   |                                                                              |        |                   |       |
| 整理番号                                            | 特別加入予定者の氏名 | 派遣先の事業の名称<br>及び事業場の所在地                                           |   | 派遣先の事業において<br>従事する業務の内容                                                      |        | 希望する給付<br>基 礎 日 額 | 備考    |
| 1                                               | 松山 太郎      | 国際商事株式会社<br>ロンドン支店<br>△-△、Groshenor St.<br>London, N.W.2 England |   | ロンドン支店長(代表者)<br>22.5.1~23.3.31 使用人数 30人<br>所定労働時間 8:00~17:00<br>製品販売に関する総務業務 |        | 16,000            |       |
| 2                                               | 松井 一郎      | 同上                                                               |   | 営業課員<br>22.5.1~23.3.31<br>製品販売及び事務                                           |        | 14,000            |       |
| 3                                               | 小島 孝       | 同上                                                               |   | 同上                                                                           |        | 14,000            |       |
| 4                                               | 川中 良男      | 同上                                                               |   | 同上                                                                           |        | 14,000            |       |
| ④ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から起算して14日以内） 平成 22 年 5 月 1 日 |            |                                                                  |   |                                                                              |        |                   |       |

上記のとおり特別加入の申請をします。

郵便番号 100 - 8916

電話番号 03 - 5253 - XXXX

平成 22 年 4 月 21 日

東京

労働局長 殿

団体又は  
事業主の住所 東京都千代田区霞が関△-△-△

団体の名称又は  
事業主の氏名 国際商事株式会社  
代表取締役 三輪 豊

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



|                                   |     |     |     |         |       |     |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|---------|-------|-----|
| * 労働基準監督署等記入欄<br>第3種特別加入に係る労働保険番号 | 府 県 | 所 掌 | 管 轄 | 基 幹 番 号 | 枝 番 号 | 備 考 |
|                                   |     |     |     |         |       |     |

## 労働者災害補償保険

## 海外派遣に関する報告書

|                                 |                     |                                                                  |          |
|---------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------|----------|
|                                 |                     | 整理<br>番号                                                         | 乙        |
| 派遣者氏名                           |                     | 松井 一郎                                                            | 性別 (男)・女 |
| 生 年 月 日                         |                     | 昭和 44 年 9 月 19 日 (40 歳)                                          |          |
| 住 所                             |                     | 東京都足立区千住日の出町2-9                                                  |          |
| 派遣元の事業場名                        |                     | 国際商事株式会社                                                         |          |
| 派遣先                             | 事業の名称<br>及<br>所 在 地 | 国際商事株式会社 ロンドン支店<br>△-△, Grosvenor St. London. N. W. 2<br>England |          |
|                                 | 事業の種類及び規模           | 卸売業・小売業、飯食店又は宿泊業 25 人                                            |          |
| 派遣予定期間                          |                     | 22 年 5 月 / 日から 23 年 9 月 3 / 日まで                                  |          |
| 派遣先における身分                       |                     | 営業課員                                                             |          |
| 具 体 的 な 業 務<br>又 は<br>作 業 の 内 容 |                     | 製品販売 及び 事務                                                       |          |
| 派遣先における住所                       |                     | 101-104 Piccadilly, London W1Z 9FN England                       |          |
| 給付基礎日額                          |                     | 14,000 円                                                         |          |

上記のとおり海外派遣させるので報告します。

22 年 5 月 / 日

労働保険番号

| 府 県 | 所 掌 | 管 轄 | 基 幹 番 号 | 枝 番 号 |
|-----|-----|-----|---------|-------|
| 13  | 1   | 01  | 003503  | 301   |

名 称 国際商事株式会社

事業の 主たる事務所 東京都千代田区

郵便番号 100-8916

の 所 在 地 霞が関 △-△-△

電話番号 5253 局  
0000 番

代表者の氏名 国際商事株式会社

代表取締役 三輪 豊



東京 労働局長 殿

- 〔注意〕
- この報告書は、海外派遣の内容が具体的に確定したときに提出すること。
  - 「整理番号」欄には、様式第34号の11（別紙）の整理番号を記載すること。
  - 「派遣先における身分」欄には、地位、役職名等を記載すること。
  - 労働保険番号は第3種特別加入保険料に係る保険番号を記載すること。
  - 「代表者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。



様式第34号の12（表面）

労働者災害補償保険

特別加入に関する変更届  
特別加入脱退申請書

（海外派遣者）

◎ 裏面の注意事項を読んでから記載してください。

|              |           |                 |     |     |     |     |           |  |
|--------------|-----------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----------|--|
| 特別加入に係る事業の承認 | イ 労働保険番号  | 府 県             | 所 掌 | 管 轄 | 基 幹 | 番 号 | 枝 番 号     |  |
|              |           | 1               | 3   | 1   | 0   | 1   | 003503301 |  |
|              | ロ 名 称     | 国際商事株式会社        |     |     |     |     |           |  |
|              | ハ 事業場の所在地 | 東京都千代田区霞が関△-△-△ |     |     |     |     |           |  |

|                                              |                                                                |       |                                                           |                                  |                     |    |  |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|----|--|
| 変更届の場合（特別加入者のうち一部に変更がある場合）                   | 特別加入者に関する事項の変更                                                 | 変更年月日 | 変更を生じた者の氏名<br>変更後の氏名                                      | 派遣先の事業の名称<br>及び事業場の所在地           | 派遣先の事業において従事する業務の内容 |    |  |
|                                              |                                                                |       | 変更前<br>変更後<br>( )                                         | 変更前<br>変更後                       | 変更前<br>変更後          |    |  |
|                                              |                                                                |       | 変更前<br>変更後<br>( )                                         | 変更前<br>変更後                       | 変更前<br>変更後          |    |  |
|                                              |                                                                |       | 変更前<br>変更後<br>( )                                         | 変更前<br>変更後                       | 変更前<br>変更後          |    |  |
| 特別加入者の異動                                     | 異動年月日                                                          | 氏 名   | 異動年月日                                                     | 氏 名                              |                     |    |  |
|                                              |                                                                |       |                                                           |                                  |                     |    |  |
| 特別加入者になった者の異動                                | 異動年月日                                                          | 氏 名   | 派遣先の事業の名称<br>及び事業場の所在地                                    | 派遣先の事業において<br>従事する業務の内容          | 希望する給付<br>基礎日額      | 備考 |  |
|                                              | 平成22年6月1日                                                      | 梅原 悟  | 国際商事株式会社<br>ニューヨーク支店<br>7th Down Street<br>New York U.S.A | 出納係員22.6.1~23.3.31<br>出納業務に関する事務 | 14,000              |    |  |
| 変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して14日以内）平成22年 6 月 1 日 |                                                                |       |                                                           |                                  |                     |    |  |
| 脱退申請の場合                                      | 以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の <u>全員</u> を特別加入者でないこととする場合に限りて記載すること。 |       |                                                           |                                  |                     |    |  |
|                                              | *申請の理由（脱退の理由）                                                  |       |                                                           |                                  |                     |    |  |
| *脱退を希望する日（申請日から起算して14日以内） 年 月 日              |                                                                |       |                                                           |                                  |                     |    |  |

上記のとおり 変更を生じたので届けます。  
特別加入脱退の申請をします。

平成22年 5 月 22 日

東京 労働局長 殿

郵便番号 100-8916 電話番号 03-5263-XXXX

団体又は事業主の住所 東京都千代田区霞が関△-△-△  
団体の名称又は事業主の氏名 国際商事株式会社  
代表取締役 三輪 豊

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表



なお、詳細については、最寄りの労働基準監督署へ  
お問い合わせください。